# 新型コロナウイルス感染症に係る協会けんぽの保険料猶予等の対応

#### 1. 保険料関係

## ① 保険料の猶予

- 〇 令和2年2月1日以降における、一定期間(1か月以上)において、収入に相当の減少(前年同期 比概ね20%以上の減)があった方について、保険料を無担保かつ延滞金なしで、1年間納付を猶予す ることとされた。
- 8月28日時点で健康保険料及び介護保険料計で1,050.3億円の納付が猶予されている。

### ② 特例随時改定

- 〇 緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別な状況に鑑み、令和2年4月~7月に休業があった者について、通常の手続き(随時改定)であれば、報酬の低下後4か月目から標準報酬月額・保険料が減額されるところ、翌月から減額改定できる特例が実施された。
- 〇 現在、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の感染状況を踏まえ、本年12月まで特例措置が延長されることとなった。
- 〇 8月28日時点で、日本年金機構において約2万事業所から申請を受理し、約1.5万事業所、19万人について特例改定を承認。※健保組合加入者を含んだ数字

### 2. 傷病手当金関係

- 傷病手当金の速やかな支給のため、厚労省からの事務連絡を踏まえ、以下の対応を実施した。
- ・発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服すことができなかった期間 として取扱う。
- ・やむを得ず、医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、 労務不能と認め支給。

2020年11月12日時点

世

♀クリックするとHPに飛びます

| 6<br>6<br>6<br>6<br>7<br>8<br>8<br>8<br>8<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9<br>9 | 全国全ての人々に               | 申請受付<br>終了<br>特別定額給付金                       | ー律 <u>1人</u> 当たり <u>10万</u> 円<br>申請は郵送又はマイナポータルで                                | _   |   |
|---|------------------------|---|---|---|---|
| 給付  | 子育て世帯の方々に              | <b>子育で世帯への</b><br>臨時特別給付金                   | 児童手当受給世帯に対して<br>子ども1人当たり1万円<br>改めての申請不要   | 各市区町村の窓口まで  |   |
|   | 生活が苦しい<br>ひとり親世帯の方々に   | ひとり親世帯への<br>臨時特別給付金                         | 児童扶養手当受給世帯等に対して<br><u>5万</u> 円 (第2子以降は <u>+3万</u> 円)<br>さらに、収入滅の場合 <u>+5万</u> 円 | 各市区町村の窓口まで<br>コールセンター 0120-400-903<br>(9:00~18:00 土、日、祝日を除く)                    |   |
|   | 休業期間中、<br>賃金が支払われない    | 実施中<br>新型コロナクイルス感染症対応<br>休業支援金・給付金          | 中小企業で働く従業員に対して<br>月額最大 <u>33万</u> 円を支給  | 新型コサウイルス感染症対応体業支援金・<br>給付金コードンター<br>0120-221-276<br>(平日8:30-20:00,休日8:30-17:15) |   |
|   | 休業による収入減で<br>住居を失うおそれ  | 生居確保給付金                                     | 原則 <u>3か月</u> ,最長 <u>9か月</u><br>家賃相当額を支援  | お住いの市区町村の<br>自立相談支援機関まで<br>コールセンター 0120-23-5572<br>(毎日 9:00-21:00)              | <ul><li>詳細は<br/>こちらを<br/>クリック</li></ul>           |
|   | アルバイト収入減で<br>学業継続が厳しい  | <sup>実施中</sup><br>学生支援緊急給付金                 | 大学·短大·高專·專門学校生等 <u>1人</u> 当たり<br>20万円(住民税非課税世帯)<br>10万円(上記以外)                   | 各大学等の学生課等の窓口まで  |   |
| 貸<br>付  | 収入減で<br>生活が苦しい         | 聚急小口資金。<br>総合支援資金                           | 最大 <mark>80万</mark> 円(二人以上世帯)<br>最大 <u>65万</u> 円(単身世帯)<br>※延長すれば、最大140万円、110万円  | 市区町村の社会福祉協議会まで<br>コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00)                            | <ul><li>ご 詳細は<br/>こちらを<br/>クリック</li></ul>         |
| 猶予・減免   | 収入減で<br>保険料が払えない       | 実施中<br>国民健康保険料等<br>の減免<br>リンク先ハンフのトロをご覧ください | 国民健康保険料、介護保険料、<br>国民年金保険料等を減免   | 各市区町村の窓口まで  |   |
|   | 生活が苦しくて<br>税,公共料金が払えない | <sup>実施中</sup><br>納税猶予,公共料金<br>の支払猶予        | 国税・地方税、電気・ガス・<br>電話料金、NHK受信料等<br>の各種公共料金の支払を猶予                                  | 国税 一国税局猶予相談セグチまで<br>地方税 各地方団体の窓口まで<br>各種公共料金 一各事業者まで                            | <ul><li>■ 国税の<br/>詳細は<br/>こちらを<br/>クリック</li></ul> |

出典:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP https://corona.go.jp/action/ 実施中

中小法人等最大200万円